自己資本比率（国内基準）

「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。にじん の自己資本比率は、**18.73%**と国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても**390億円**となり、自己資本の充実が図られました。

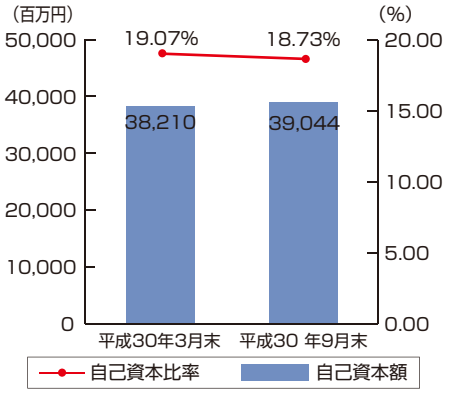

平成30年9月末の自己資本比率については、自己査定に基づいて、貸倒引当金処理を行った計数により算出しております。

■自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円・%）

項　　目		平成30年3月末	経過措置による不算入額	平成30年9月末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		38,151		38,957	
うち、出資金及び資本剰余金の額		969		969	
うち、利益剰余金の額		37,220		37,987	
うち、外部流出予定額（△）		38		–	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		136		151	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		136		151	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	38,288		39,108	
コア資本に係る調整項目（2）					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		77	56	64	46
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		77	56	64	46
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	77		64	
自己資本					
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ)	38,210		39,044	
リスク・アセット等（3）					
信用リスク・アセットの額の合計額		189,216		197,266	
資産（オン・バランス）項目		184,670		192,482	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		▲ 2,969		▲ 1,478	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）		56		46	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		▲ 3,025		▲ 1,525	
オフ・バランス項目		4,527		4,769	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		18		14	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		11,126		11,126	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	200,343		208,392	
自己資本比率					
自己資本比率((ハ)／(ニ))		19.07%		18.73%	

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	平成30年3月末		平成30年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	189,216	7,568	197,266	7,890
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	192,167	7,686	198,729	7,949
現金	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	1	0
国際決済銀行等向け	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3	0	25	1
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	139	5	138	5
我が国の政府関係機関向け	567	22	560	22
地方三公社向け	4	0	4	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,463	1,498	39,570	1,582
法人等向け	65,279	2,611	69,547	2,781
中小企業等向け及び個人向け	38,844	1,553	39,555	1,582
抵当権付住宅ローン	7,996	319	8,027	321
不動産取得等事業向け	17,470	698	17,691	707
3カ月以上延滞等	586	23	787	31
取立未済手形	27	1	33	1
信用保証協会等による保証付	1,724	68	1,782	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
出資等	2,176	87	2,389	95
上記以外	19,882	795	18,613	744
②証券化エクスポージャー	–	–	–	–
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	–	–	–	–
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	56	2	46	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額にされなかったものの額	▲ 3,025	▲ 121	▲ 1,525	▲ 61
⑥ＣＶＡリスク相当額を８%で除して得た額	18	0	14	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	–	–	–	–
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額	11,126	445	11,126	445
ハ．総所要自己資本額（イ＋ロ）	200,343	8,013	208,392	8,335

（注）１．所要自己資本の額＝リスクアセット×４%
２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
３．「３カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。
４．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）＞の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 15\%$$

５．総所要自己資本額＝自己資本比率の分母の額×４%